

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 削除」を「第六節 自動車取得税(第三十九条―第五十条)

第六節の二 軽油引取税(第五十一条―第五十四条の

十九)に、
「第一節 自動車取得税(第百六条―第百六条の十二)を「第一節及
第二節 軽油引取税(第百七条―第百二十六条)」

び第二節 削除」に改める。

第三条第一項中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、
第五号の次に次の二号を加える。

六 自動車取得税

七 軽油引取税

第三条第二項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第八条第二項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、第五号から第七号
までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地

六 軽油引取税 次に掲げるものの所在地

ア 第五十一条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに係る軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。以下同じ。)

イ 第五十一条第三項に規定する特約業者又は元売業者の事業所

ウ 第五十一条第四項に規定する石油製品販売業者の事業所

エ 第五十一条第五項に規定する自動車の主たる定置場

オ 第五十一条第六項に規定する軽油を所有している者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所

カ 第五十二条第一項に規定する消費、譲渡若しくは輸入をする者の当該消費、譲渡若しくは輸入について直接関係を有する事務所若しくは事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所）又は当該消費、譲渡若しくは輸入をする軽油に係る法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した場所

第三十七条の十六の四第一項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に、「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に改め、同条第二項第一号及び第四項中「又は商工組合」を削る。

第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第三十九条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（施行令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみなす課税）

第四十条 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した

自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第四十一条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常取引価額として施行規則第八条の十四に規定するところにより算定した金額（以下この項において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第四十二条の五第一項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第千二条第一項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第四十二条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

（自動車取得税の免税点）

第四十三条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の徴収の方法）

第四十四条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

（自動車取得税の申告納付）

第四十五条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第二百二十二条第一項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

（自動車取得税の納付の方法）

第四十六条 自動車取得税の納税義務者は、前条又は法第二百二十三条の規定により自動車取得税額を納付する場合（法第三百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に県の発行する証紙をはり付け、又は証紙代金収納計器（知事が指定する計器で別に定める形式の印影を生ずべき印（以下「自動車取得税証紙印」という。）を付したものをいう。）により当該自動車取得税額に相当する

金額を表示した自動車取得税証紙印の押印を受けることによりしなければならない。

- 2 自動車取得税の納税義務者が法第二百二十三条第二項の規定により自動車取得税額を納付する場合には、前項の証紙をはることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、修正申告書に納税済印を押さなければならない。

- 3 第一項の証紙及び自動車取得税証紙印の取扱いについては、奈良県自動車税証紙条例（昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号）の定めるところによる。

（自動車取得税の報告）

- 第四十七条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、第四十五条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第二百二十二条第二項の報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

- 第四十八条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この条において同じ。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者の申告により、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 前項の免除の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前項の事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

二 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称

三 自動車の取得年月日

四 譲渡担保財産の設定者に当該財産を移転し、又は移転すべき年月日

- 五 譲渡担保財産により担保される債権の金額及び当該金額の弁済日又はその期限
- 3 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第二項各号に掲げる事項を記載した申請書に当該自動車が譲渡担保財産であつて六月以内に設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

5 知事は、第三項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

7 前項の還付を申請する者は、第二項各号に掲げる事項並びに自動車取得税額の納付年月日及び納付した税額を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除）

第四十九条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2 前項の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に第四号に規定する理由を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

二 販売業者の住所及び氏名又は名称

三 自動車の取得年月日

四 販売業者に返還した年月日及びその理由

五 自動車取得税の課税標準、税額及び納付年月日

（自動車取得税の減免）

第五十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の救急自動車若しくはへき地巡回診療の用に供する自動車又は日本赤十字社が血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 次のいずれかに該当する自動車の取得のうち知事が必要があると認めるもの

ア 専ら身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び第六十三条第一項において「身体障害者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者の自動車の取得

イ 身体障害者又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び第六十三条第一項において「精神障害者」という。）（以下この条及び第六十三条において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が専ら当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（身体障害者で十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）

ウ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が専ら当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得

三 構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の取得で知事が認めるもの

四 専ら身体障害者等が運転するための構造変更された営業用の自動車の取得で知事が認めるもの

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、同項第一号、第三号及び第四号の場合においては第一号及び第二号に掲げる事項を記載した申請書に減免の対象となる自動車であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出し、同項第二号の場合においては次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

一 自動車の所有者、使用者及び減免を受ける者の住所及び氏名

二 自動車の種類、登録番号、主たる定置場、用途及び使用目的

三 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

四 身体障害者等の住所、氏名及び年齢

- 五 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
 - 六 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限
 - 七 運転免許の種類及び条件が付されているときはその条件
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第五十一条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第四百十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に

軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第四百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第五十四条の十八において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第四十三条の二の規定によつて算定したものを課税標準として、当該所有している者に課する。

（軽油引取税のみなす課税）

第五十二条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 法第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 法第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で施行令第四十三条の三に規定する炭化水素油を除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ、当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事が必要と認める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第四十三条の四第一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第五十三条 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府

県知事の承認を受けずに製造された軽油について、第五十一条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（特約業者の指定等）

- 第五十四条** 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

- 2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

- 3 知事は、仮特約業者が第一項の施行令で定める要件に該当することとなつたときその他施行令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

- 第五十四条の二** 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。
- 2 知事は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

（軽油引取税の税率）

- 第五十四条の三** 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第五十四条の四 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第五十一条第三項から第六項まで又は第五十二条の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項（法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第五十四条の五 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、軽油の引取りで現実の納入を伴うものに対する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の申告納入）

第五十四条の六 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第四百四十四条の五又は第四百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第四百四十四条の十四第二項の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第五十四条の七 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める期日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならぬ。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がされている場合においては、この限りでない。

一 県内の事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 当該事業を開始しようとする日前五日

二 県内の事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 当該指定された日後五日

三 引渡しに係る軽油の納入地が県内に所在することとなった場合 当該所在することとなった日の属する月の翌月の末日

2 前項の規定により申請しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書（以下この節において「登録申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の事業開始年月日

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

二 前項第二号に掲げる場合

ア 前号アからウまでに掲げる事項

イ 特別徴収義務者として指定された日

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

三 前項第三号に掲げる場合

ア 第一号アに掲げる事項

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に通知するも

のとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、第二項各号に掲げる事項に変更（知事が定める軽微な変更を除く。）があつたときは、変更の日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

5 事務所又は事業所の事業を継承した軽油引取税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、被継承者の連署を必要とする。

6 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

7 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

二 当該登録特別徴収義務者の軽油の納入地が県内に所在しなくなつてから一年以上経過していること。

8 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付）

第五十四条の八 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証票を交付するものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第五十四条の九 法第四百四十四条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第四百四十四条の二十一第二項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者

が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第百四十四条の六に規定する用途に該当しないと
きその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税軽油使用者
証を交付する。

- 3 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三
年を超えない範囲内において知事が免税軽油使用者証に記入した期間を経過する日
までとする。

- 4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油
使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税
軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

- 5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引
取りを必要としなくなつた場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知
事に返納しなければならない。

- 第五十四条の十 免税軽油使用者が法第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証
(以下この節において「免税証」という。)の交付を受けようとする場合において
は、その都度、前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用
者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出し
なければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を
受けようとする者は、施行令第四十三条の十五第十三項の届出書の写しを知事に提
出しなければならない。

- 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにする
ものとする。

- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする
免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合におい
ては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定
により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税
軽油使用者ごとに記名押印した施行令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しな
ければならない。

- 4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取り

を行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の引取りを行うために必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じた場合その他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならぬ。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において知事が免税証に記入した期間を経過する日までとする。

8 前条第五項の規定は、免税証について準用する。

（施行令第四十三条の十五第十三項の届出）

第五十四の十一 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者は、法第四百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により他の道府県知事に免税証の交付を申請する場合には、施行令第四十三条の十五第十三項の届出書を知事に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第五十四条の十二 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第五十四条の九第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、それぞれの者。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、法第四百四十四条の二十七第一項の報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。次項において同じ。）を保有していない場合は、この限りでない。

2 引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量である

ことその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち規則で定めるものについては、前項の報告書の提出期限は、規則で定める。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

第五十四条の十三 法第四百四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。この場合において、担保を提供する必要がないと知事が認める場合を除き、申請に係る金額に相当する額として知事が認める額の担保を提供しなければならない。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第五十四条の十四 法第四百四十四条の三十第一項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、施行規則第八条の二十八に規定する申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第四百四十四条の三十第一項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける軽油引取税の特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

（軽油を返還した場合における措置）

第五十四条の十五 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額が納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
- 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- 四 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- 五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証明するに足る書類を添付しなければならない。

（免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置）

第五十四条の十六 法第四百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除を受けようとする場合又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定による免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

（法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認）

第五十四条の十七 免税軽油使用者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第五十四条の九の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- 五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
- 六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に交

付するものとする。

（軽油引取税の申告納付の手続）

第五十四条の十八 第五十四条の四第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、第五十一条第三項から第五項まで又は第五十二条第一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者にあつては毎月末日までに前月の初日から末日までの間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を、同項第六号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を、第五十一条第六項に掲げる者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までにその所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額その他必要な事項を記載した法第四百四十四条の十八第一項の申告書を知事に提出し、及びその申告した税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

（軽油引取税の普通徴収の手続）

第五十四条の十九 知事は、第五十四条の四第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次の各号に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付するものとする。

- 一 法第四百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人
- 二 法第四百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人
- 2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

第五十五条中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第五十八条の三第二項中「（昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号）」を削る。

第六十三条第一項第一号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、同項第三号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び第百六条の十二第一項において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び同項において「精神障害者」という。）」を「身体障害者等」に改め、同号イ中「身体障害者又は精神障害者（以下この条及び第百六条の十二第一項において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第百六条から第百二十六条まで 削除

附則第七条の三の三の次に次の一条を加える。

（認定長期優良住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第七条の三の四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第三十七条の四第一項の規定の適用については、

同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

附則第七条の四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第八条第一項及び第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加える。

附則第八条の二第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第八条の五の次に次の四条を加える。

（自動車取得税の税率等の特例）

第八条の六 自家用の自動車（第三十九条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日ま

で行われたときに限り、第四十二条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造

事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源とし

て用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。
イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用され

るべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。
イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十二条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第四十三条及び第四十七条の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、

「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第四十五条又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税の税率の特例）

第八条の七 平成三十年三月三十一日までに第五十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五十二条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第五十一条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第五十四条の三の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第八条の八 当分の間、第五十一条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。
（軽油引取税の課税免除の特例）

第八条の九 第五十四条の九から第五十四条の十二まで、第五十四条の十六及び第五十四条の十七の規定は、法附則第十二条の二の四第一項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十四条の九第一項及び第二項	第五十四条の九第一項			法第四百四十四条の六に規定する	法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる
	同条の			同項の	
第五十四条の九第三項	経過する日	同条に規定する			同項各号に掲げる
		法第四百四十四条の第二項	法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第二項		
第五十四条の十第一項	法第四百四十四条の二十一	経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）			法附則第十二条の二の

		第五十四条の十第一項及び第五十四条の十一		第五十四条の十第三項		第五十四条の十第八項	第五十四条の十一
第一項	前条第一項	施行令第四十三條の十五第十三項	前条第一項後段	施行令第四十三條の十五第九項	前条第五項	法第四百四十四條の二十一第一項ただし書	
四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四條の二十一第一項	附則第八條の九第一項において読み替えて準用する前条第一項	施行令附則第十條の二の二第七項において準用する施行令第四十三條の十五第九項	附則第八條の九第一項において読み替えて準用する前条第一項後段	施行令附則第十條の二の二第七項において準用する施行令第四十三條の十五第九項	附則第八條の九第一項において読み替えて準用する前条第五項	法附則第十二條の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百	

	第五十四条の十二		第五十四条の十六第一項	第五十四条の十六第一項及び第五十四条の第十七第一項	第五十四条の十七第一項第一号
	第五十四条の九第一項後段	法第四百四十四条の第二十七第一項	法第四百四十四条の第二十八項	法第四百四十四条の第三十一第四項又は第五項	第五十四条の九
四十四条の第二十一第一項ただし書	附則第八条の九第一項において読み替えて準用する第五十四条の九第一項後段	法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の第二十七第一項	法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の第二十一第八項	法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の第三十一第四項又は第五項	附則第八条の九第一項において読み替えて準用する第五十四条の九

条、第五十四条の四、第五十四条の六、第五十四条の十三、第五十四条の十八及び第五十四条の十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項第六号カ	第五十二条第一項		第五十二条第一項（附則第八条の九第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
第五十一条第六項	第五十四条の十八	第五十四条の十八（附則第八条の九第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）		第五十二条第一項第三号及び第四号
第五十二条第一項第四号	同条	これらの規定		第五十二条第四項
施行令第四十三条の四第一項	施行令第四十三条の四第一項（施行令附則第			

第五十四条の六第二項		第五十四条の四第二項		第五十四条の四第一項	
法第百四十四条の十四第二項	又は第百四十四条の六	法第百四十四条の二十二第四項（法第百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）		第五十二条	
	若しくは第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項	法第百四十四条の二十二第四項（法附則第十二条の規定によりみなして適用される場合を含む。） 又は法第百四十四条の二十五第五項（法附則第十二条の二の四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。）		第五十二条（附則第八条の九第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	
法第百四十四条の十四第二項（法附則第十二条の二の四第四項の規		法第百四十四条の十四第二項（法附則第十二条の二の四第四項の規		十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）	

第五十四条の十八				第五十四条の十三	
法第百四十四条の十八第一項	同項第六号	同項第三号又は第四号	第五十四条の四第一項ただし書	法第百四十四条の二十九第一項	
法第百四十四条の十八第一項（法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第五十二条第一項第六号	同項第三号又は第四号（附則第八条の九第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第五十四条の四第一項ただし書（附則第八条の九第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	法第百四十四条の二十九第一項（法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	定により読み替えて適用される場合を含む。）

			第五十四条の十九第一項	
		第五十四条の十九第一項 第一号		
		第五十四条の四第二項		
	法第四百四十四条の二十五 第二項	同条第二項	法第四百四十四条の二十二 第一項	
法第四百四十四条の二十 五第二項（法附則第十 二条の二の四第三項の 規定によりみなして適 用される場合を含む。 ）	法第四百四十四条の二十 五第二項（法附則第十 二条の二の四第三項の 規定によりみなして適 用される場合を含む。 ）	法第四百四十四条の二十 五第二項（法附則第十 二条の二の四第三項の 規定によりみなして適 用される場合を含む。 ）	法第四百四十四条の二十 五第二項（法附則第十 二条の二の四第三項の 規定によりみなして適 用される場合を含む。 ）	第五十四条の四第二項 （附則第八条の九第二 項の規定により読み替 えて適用される場合を 含む。）

	同条第三項	法第四百四十四条の二十五第三項（法附則第十二条の二の四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
--	-------	--

附則第九条第三項中「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、「施行令」を「施行規則」に改める。

附則第十条から第十条の三までを削り、附則第十条の四を附則第十条とする。

附則第十一条第三項第三号中「同条各号」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、附則第五条各号」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項第三号中「同条各号」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第五条各号」に改める。

附則第十二条の二第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十三条第三項第三号中「同条各号」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第五条各号」に改める。

附則第十四条第四項第四号中「同条各号」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、附則第五条各号」に改める。

附則第十四条の四第四項第三号中「同条各号」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、附則第五条各号」に改め、同条第七項第三号中「同条中」を「第二十六条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、附則第五

条中」に改める。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十八年六月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千円」を「三千三百円」に改める。

第三条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十年七月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項、第三項及び第五項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用される新条例第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第十三項中「第十四条第四項」を「附則第十四条第四項」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第四条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第五条 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例（昭和六十三年七月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第六条 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奈良県税条例附則第七条の三の三の次に一条を加える改正規定は、同年六月四日から施行する。（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）附則第八条第七項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第五十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若

しくは新条例第五十二条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第五十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に旧条例第七十七条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第八十一条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第七十六条の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第九十一条の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第五十四条第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第九十一条の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第五十四条第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第一百条第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第五十四条の二第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第一百条第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第五十四条の二第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第一百五十一条の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第五十四条の七第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第一百五十三条の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第五十四条の七第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

9 この条例の施行の際現にされている旧条例第一百五十六条の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第五十四条の七第六項の規定による登録特

別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

10 この条例の施行の際現に旧条例第百十六条の規定により交付を受けている証票は、新条例第五十四条の八の規定により交付を受けた証票とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧条例第百十七条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第百四十四条の六に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第五十四条の九第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例附則第八条の九第一項において読み替えて準用する新条例第五十四条の九第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

12 この条例の施行の際現にされている旧条例第百十八条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第五十四条の十第一項の規定による免税証の交付の申請と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例附則第八条の九第一項において読み替えて準用する新条例第五十四条の十第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

13 この条例の施行の際現に旧条例第百十八条第一項の規定により交付を受けている免税証は、新法第百四十四条の六に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第五十四条の十第一項の規定により交付を受けた免税証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては新条例附則第八条の九第一項において読み替えて準用する新条例第五十四条の十第一項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の奈良県税条例の一部を改正する条例附則第二条第六項の規定は、平成二十一年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成二十年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

（奈良県自動車税証紙条例の一部改正）

第六条 奈良県自動車税証紙条例（昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「第五十八条の二第二項」を「第四十六条第一項」に、「自動車税額を証紙徴収」を「自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。第三条において同じ。）を申告納付」に、「第百六条の八第一項の」を「第五十八条の二第二項の」に、「自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。第三条において同じ。）を申告納付」を「自動車税額を証紙徴収」に、「第五十八条の三第一項」を「第四十六条第一項」に、「自動車税証紙印」を「自動車取得税証紙印」に、「第百六条の八第一項に」を「第五十八条の三第一項に」に、「自動車取得税証紙印」を「自動車取得税証紙印」に改める。

第三条中「自動車税額」を「自動車取得税額」に、「自動車取得税額」を「自動車税額」に改める。

（奈良県産業廃棄物税条例の一部改正）

第七条 奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「三 狩猟税」を「狩猟税」に、
「三 狩猟税
四 産業廃棄物税」を「狩猟税及び

産業廃棄物税」に改める。

（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第八条 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第百十七条第二項及び第百十八条第四項」を「第五十四条の九第二項及び第五十四条の十第四項」に改める。